

四日市市告示第 487 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年 9月24日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	富田富田一色線	富州原町350-2 富田一色町247	12.0 6.1~15.0	93.6 751.1	区域を変更する 幅員を変更する
		富州原町350-2 富田一色町247	6.1~15.0	751.1	
2	山分19号線	山分町字山分116-1 大矢知町字北古川20-2	6.6~47.6 6.0~13.5	22.6 147.3	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する
		山分町字山分116-1 大矢知町字北古川12	6.0~47.6	169.9	
3	水沢茶屋本町線	水沢町字足見川4801 水沢町字東条2490-3	11.6~17.1 3.0~18.0	74.2 2861.3	区域を変更する 幅員を変更する
		水沢町字足見川4801 水沢町字東条2490-3	3.0~18.0	2861.3	